

○財務省告示第八十九号

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十二条の三第七項（同条第十四項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同条第七項に規定する財務大臣が指定する国又は地域を次のように定め、令和八年一月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

財務大臣 片山さつき

アメリカ合衆国